

移動支援の提供に当たる従業者（ホームヘルパー、ガイドヘルパー）の要件

従業者が有する資格に応じて、次表に掲げる分野においてサービス提供できます（万一、資格のない方が移動支援を提供した時は、移動支援事業所認定の取消対象となります）。

移動支援事業所は、サービス提供する主たる対象者を運営規程及び契約書（重要事項説明書）に記載し、あらかじめ認定を受けておくことが必要です。また、事業所が認定を受けているサービス提供する主たる対象者を拡充する等変更しようとするときは、運営規程及び契約書（重要事項説明書）に記載のうえ、「変更届」の提出が必要となります。

資格 現行研修名（実施箇所）	従前研修名	移動支援対象者		
		全身性	知的	精神
介護福祉士		◎	◎	◎
看護師、准看護師		◎	◎	◎
介護員養成研修 （県の指定する研修実施事業所）	介護職員基礎研修	—	◎	◎
	訪問介護員〔1級、2級、 ^{注1} 3級〕	—	◎	◎
	居宅介護従業者養成研修〔1級、2級、 ^{注1} 3級〕	—	◎	◎
精神障害者ホームヘルパー養成研修（県リハ）	精神障害者ホームヘルパー養成特別研修	—	◎	◎
移動支援従業者養成研修 （県の指定する研修実施事業所）	全身性障害者外出介護〔移動介護〕従業者養成研修	◎	—	—
	知的障害者外出介護〔移動介護〕従業者養成研修	—	◎	◎
実施なし	日常生活支援従業者養成研修	◎	—	—
^{注2} 重度訪問介護従業者養成研修 （県の指定する研修実施事業所）	同左	◎	—	—
^{注2} 行動援護従業者養成研修（県リハ）	同左	—	◎	◎

注1） 3級ヘルパー等が移動支援を提供した場合、減算の対象となります。

3級ヘルパー等：上記の居宅介護従業者養成研修3級、訪問介護員3級の他、みなし証明者（支援費制度以前のサービス従事経験がある者で、必要な知識及び技術を有することを知事等が証明した者。証明されたサービスに対応した障害種別を対象とする。）を含みます。

注2） 平成18年10月以降の研修。